

これは正本である。

平成 30 年 7 月 3 日

札幌地方裁判所民事第 1 部

裁判所書記官 丸山 亮子

平成30年7月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(行ウ)第28号 裁決取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成30年3月20日

判 決

5

[Redacted]

原 告

[Redacted]

[Redacted]

原 告

[Redacted]

[Redacted]

原 告

[Redacted]

10

[Redacted]

原 告

[Redacted]

[Redacted]

原 告

[Redacted]

15

札幌市中央区北1条西2丁目

被 告

札 幌 市

同 代 表 者 市 長

秋 元 克 広

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

藤 田 美 津 夫

同 指 定 代 理 人

高 久 政 行

20

同

永 井 隆 夫

同

高 橋 翔

同

小 泉 正 樹

同

須 志 田 健

同

長 谷 川 拓 紀

25

同

工 藤 邦 彦

同

美 馬 かほり

主 文

- 1 本件訴えのうち、行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアルに基づく口頭意見陳述開催等の義務付けを求める部分をいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 札幌市長が原告らに対し平成29年9月27日付けでした原告らの同年8月10日付け異議申立て及び審査請求を却下する旨の処分を取り消す。
- 2 被告は、行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアルに基づき、口頭意見陳述開催等を行え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、原告らが、都市計画法11条1項1号に規定する道路（以下「都市計画道路」という。）の車線数を定めることを内容とする都市計画決定について、行政不服審査を求める旨が記載された書面を札幌市長に提出したところ、札幌市長がこれを異議申立て（平成26年法律第68号による全部改正前の行政不服審査法（以下「旧審査法」という。）6条に基づくもの）及び審査請求（平成26年法律第68号（以下「新審査法」という。）3条に基づくもの）と解した上で、これらを却下する旨の決定及び裁決をしたことが違法であると主張して、被告に対し、①上記決定及び裁決の取消しを求めるとともに、②口頭で異議申立て又は審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会（以下「口頭意見陳述の機会」という。）を原告らに与えることなど、行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアルに規定する手続の履行の義務付けを求める事案である（以下、上記①の請求を「本件取消請求」、上記②の請求を「本件義務付け請求」という。）。

2 関係法令

(1) 旧審査法

ア 行政庁の処分に不服がある者は、処分庁に上級行政庁がないときは、当該処分についての異議申立てをすることができる。(4条1項柱書本文, 6条1号)

イ(ア) 異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。(45条)

イ(イ) 異議申立ては、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。(48条, 14条3項)

ウ 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。(47条1項)

エ 異議申立人の申立てがあったときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。(48条, 25条1項ただし書)

(2) 新審査法

ア 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為がある場合には、当該不作為についての審査請求をすることができる。(3条)

イ 不作為についての審査請求が不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。(49条1項)

ウ 審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきときは、審理手続を経ないで、裁決で、当該審査請求を却下することができる。(24条2項, 1項)

エ 審査請求人の申立てがあった場合には、審理員は、申立人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。(31条1項本文)

オ 行政庁の不作為についての不服申立てであって、この法律の施行前にされ

た申請に係る行政庁の不作为に係るものについては、なお従前の例による。

(附則3条)

3 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いが無いが、後掲各証拠及び弁論の全趣旨等によ
5 って容易に認められる事実である。

(1) 本件都市計画決定

被告は、平成24年8月14日、札幌市北区北15条西4丁目を起点とし、
同区北17条西1丁目を終点とする都市計画道路について、車線の数を6車線
とすることなどを内容とする都市計画決定(以下「本件都市計画決定」という。)
10 をし、同日、その旨を告示した。(乙3)

(2) 本件訴えに至る経緯

ア 原告[]は、平成29年8月10日、被告の職員に対し、電子メール
を送信した。同メールに添付されていた原告ら作成の「札幌市行政不服審査
申請」と題する文書には、本件都市計画決定の再評価及び再審査をすべきで
15 あり行政不服審査を求める旨が記載されていた

イ 札幌市長は、原告らが、上記メールにより、①本件都市計画決定に対する
旧審査法6条に基づく異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)、②本
件都市計画決定の再評価又は再審査を行うべきであるにもかかわらず、これ
らを行わない札幌市長の不作为に対する新審査法3条に基づく審査請求(以
20 下「本件審査請求」という。)をしたものと判断し、平成29年9月27日、
①本件異議申立ては異議申立期間を経過してからされたものであるから不
適法であるとして、本件異議申立てを却下する決定を、②本件審査請求は新
審査法3条の規定による不作为についての審査請求に該当しないから不適
法であるとして、本件審査請求を却下する裁決をした(以下、上記決定を「本
25 件決定」、上記裁決を「本件裁決」といい、併せて「本件裁決等」という。)

(甲2、弁論の全趣旨)

ウ 本件裁決等に当たり、原告らに口頭意見陳述の機会は与えられなかった。

(争いのない事実)

エ 原告らは、平成29年11月15日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

(3) 本件マニュアル

行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル(以下「本件マニュアル」という。)は、総務省行政管理局が平成28年1月に策定したマニュアルである。本件マニュアルは、同年4月1日から施行された新審査法に基づく事務処理の参考例を示すことを主眼として作成されたものである。(乙1)

4 争点

(1) 本件義務付け請求に係る訴えの適法性

(2) 本件裁決等の適法性

5 当事者の主張

(1) 争点(1)(本件義務付け請求に係る訴えの適法性)について

(被告の主張)

本件マニュアルは、新審査法に基づく事務処理の参考例を示すことを主眼として作成されたものにすぎず、これによって札幌市長に何らかの義務を負わせるものではないから、本件義務付け請求に係る訴えは、法令の適用により解決が可能な法律上の争訟とはいえない。

また、口頭意見陳述の機会の付与(新審査法31条、旧審査法25条)は事実上の行為であって、行政庁の処分(行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)3条6項)には当たらない。

したがって、本件義務付け請求に係る訴えは、不適法である。

(原告らの主張)

争う。

(2) 争点(2)(本件裁決等の適法性)について

(被告の主張)

ア 本件決定について

5 (ア) 旧審査法45条に定める異議申立期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日であるところ、本件都市計画決定のように告示により告知される処分については、告示があった日が、処分があったことを知った日と解される。本件都市計画決定について告示が行われたのは平成24年8月14日であるから、原告らが本件異議申立てを行った平成29年8月10日の時点で異議申立期間が経過していたことは明らかである。

10 また、旧審査法では、異議申立ては、処分の相手方が処分を知っていたか否かにかかわらず、処分のあった日から1年を経過したときはすることができない(旧審査法48条, 14条3項)。本件都市計画決定は、平成24年8月14日に行われており、本件異議申立ては平成29年8月10日にされたものであるから、本件異議申立てが異議申立期間を経過してからされたことは明らかである。

15 (イ) また、旧審査法では、異議申立人からの申立てがあった場合には、口頭意見陳述の機会を与えなければならないとされているが(旧審査法48条, 25条1項ただし書)、異議申立てが不適法でその不備を補正することができないことが明らかである場合には、審査庁は、口頭意見陳述の機会を与えずに異議申立てを却下することができるものと解される。

20 本件異議申立ては、補正することができない理由により不適法であることが明らかであるから、札幌市長が原告らに対し口頭意見陳述の機会を与えなかったことが違法とはいえない。

(ウ) したがって、本件決定は、適法である。

イ 本件裁決について

25 (ア) 原告らには、本件都市計画決定の再評価又は再審査を求める申請権が付与されているわけではなく、原告らから札幌市長に対し本件都市計画決定

の再評価又は再審査を求める内容の法令に基づく申請は行われていない。
したがって、本件審査請求は不適法である。

5 (イ) また、審査請求が不適法でその不備を補正することができないことが明らかである場合には、審査庁は、口頭意見陳述の機会を与えずに当該審査請求を却下することができる（新審査法24条2項）。

本件審査請求は、補正することができない理由により不適法であることが明らかであるから、札幌市長が原告らに対し口頭意見陳述の機会を与えなかったことが違法とはいえない。

(ウ) したがって、本件裁決は、適法である。

10 (原告らの主張)

ア 原告らが本件都市計画決定が違法であるとの確実な根拠を知った日は平成29年6月23日であり、本件異議申立ては異議申立期間を経過していない。

イ 本件裁決等は、原告らに口頭意見陳述の機会を与えずに行われた。

15 ウ したがって、本件裁決等は違法である。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件義務付け請求に係る訴えの適法性) について

20 (1) 「法律上の争訟」(裁判所法3条)とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用によって終局的に解決できるものをいう(最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443頁参照)。

本件義務付け請求に係る訴えは、義務付けの訴え(行訴法3条6項1号又は2号)と解されることから、具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争といえ、かつ、本件マニュアルに基づき原告らに対して口頭意見陳述の機会を与えるなどすべき義務が被告にあるか否かを法令の適用により判断することは可能であるから、法令の適用によって終局的に解決できるものといえる

ことは明らかである。

したがって、本件義務付け請求に係る訴えは、「法律上の争訟」に当たる。

5 (2) 一方、上記(1)のとおり、本件義務付け請求に係る訴えは義務付けの訴え（行
訴法3条6項1号又は2号）と解されるところ、義務付けの訴えは、行政庁の
行為のうち処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求めるものでなければなら
ない（同法3条6項）。ここでいう行政庁の処分とは、公権力の主体である国
又は公共団体の行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成
し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう（最高裁昭
和39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁参照）。

10 しかしながら、旧審査法及び新審査法に規定する口頭意見陳述の機会の付与
等の手続の履行は、事実行為にすぎないから、行政庁の処分には当たらない。

したがって、本件義務付け請求に係る訴えは、不適法である。

2 争点(2)（本件裁決等の適法性）について

(1) 本件決定について

15 ア 本件異議申立ては異議申立期間の経過後にされたものか

旧審査法では、異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起
算して60日以内にしなければならないとされているところ（旧審査法45
条）、処分が個別の通知ではなく告示をもって多数の関係権利者等に画一的
に告知される場合には、告示があった日をもって処分があったことを知った
20 日というべきである。（最高裁平成14年10月24日第一小法廷判決・民
集56巻8号1903頁参照）。

また、旧審査法では、処分の有無についての認識にかかわらず、処分があ
った日の翌日から起算して1年が経過したときは、異議申立てをすることが
できないとされている（旧審査法48条、14条3項）。

25 前記前提事実(1)、(2)アのとおり、本件都市計画決定がされ、これが告示さ
れたのは平成24年8月14日であるところ、本件異議申立てがされたのは

平成29年8月10日であるから、本件異議申立ては、異議申立期間が経過した後にされたものであることは明らかである。

5 以上に対し、原告らは、本件都市計画決定が違法であるとの確実な根拠を原告らが知った日は平成29年6月23日であり、本件異議申立ては異議申立期間の経過前にされたものであると主張するが、以上に反し採用できない。

したがって、札幌市長が本件異議申立てを異議申立期間経過後にされたものとして却下したことをもって、本件決定が違法であるとはいえない。

イ 口頭意見陳述の機会を付与しなかったことが違法か

10 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法なものであって、その補正ができないものであることが一見して明らかの場合には、口頭意見陳述の機会を与えても無意味であるから、行政庁は、その機会を与えることなく、異議申立てを却下する決定をすることができる と解するのが相当である。

15 上記アのとおり、本件異議申立ては、異議申立期間を経過した後にされたものであることが明らかであるから、原告らに口頭意見陳述の機会が与えられなかったことをもって、本件決定が違法であるとはいえない。

ウ よって、本件決定は、適法である。

(2) 本件裁決について

20 ア 新審査法で審査請求の対象となる行政庁の不作为とは、法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないものに限られる（新審査法3条）。

そして、都市計画法その他の法令上、原告らに本件都市計画決定の再評価又は再審査を求める申請権はなく、原告らが法令に基づく申請をしていないことは明らかである。

25 したがって、札幌市長が以上の点において本件審査請求が不適法であるとして本件審査請求を却下したことをもって、本件裁決が違法であるとはいえない。

イ また、新審査法では、審査請求が不適法であって補正することができない
ことが明らかなきは、審理手続を経ないで、審査請求を却下できるところ
(新審査法24条2項, 1項), 上記アのような本件審査請求の不備は補正
することができないことが明らかであるから、札幌市長が、原告らに口頭意
見陳述の機会等を与えなかったことをもって、本件裁決が違法であるとはい
えない。

ウ よって、本件裁決は、適法である。

第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち本件義務付け請求に係る部分は不適法であるか
ら却下することとし、本件取消請求は理由がないから棄却することとして、主文
のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官

武 藤 貴 明

裁判官

青 野 卓 也

裁判官

岩 竹 遼